

北広島市 感染症対策事業者支援金 募集要項

支援金の概要

趣旨

北広島市では、新型コロナウイルス感染症の影響等により売上が減少している市内事業者について、継続して取り組んでいる感染症対策への負担を軽減するため支援金を支給します。

事業内容

申請日時点で、以下の**すべての支給要件**を満たしている事業者が支給の対象となります。

区分	支給要件	支給額
	法人の場合は、北広島市内に本店 1 及び事業所があること。 個人事業主の場合は、北広島市内に事業所があること。	市内にある 事業所 1 店舗 あたり 3 万円
	令和 2 年 12 月 1 日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 2	
	令和 2 年 11 月から令和 3 年 3 月までのいずれかの月において、前年同月（令和 2 年 4 月以降に開業してる場合は前月）と比較した売上減少率が 10%以上であること。	
	新しい生活様式を実践していること。	

1 法人の場合は、法人登記上の本店を北広島市内としている必要があります。

2 個人事業主で事業収入がなく、主たる収入が不動産収入、雑収入、給与収入で確定申告をしている場合は別途要件があります。

北広島市内事業者について

- ・北広島市内に事業所（店舗）がある事業者が対象となります。
- ・北広島市内に本店登記のみがあり、事業所（店舗）がない場合は対象となりません。
- ・事業所（店舗）を持たない事業者（フリーランスを含む）については、事務所や住民登録が北広島市内にある必要があります。

「新しい生活様式」の実践について

新型コロナウイルス感染症等の拡大を防ぐため、国民一人ひとりが今後の日常生活で心がけていただきたい実践例として、国が示したものです。

- ・ 3 つの密（密閉、密集、密接）の防止（換気や行列間隔の工夫など）
- ・ 飛沫感染・接触感染の防止（従業員のマスクの着用など）
- ・ 移動時の感染抑止（時差勤務や在宅勤務など）
- ・ 発熱者等の施設への入場防止（従業員・来訪者の検温・体調確認など）
- ・ 「北海道スタイル」安心宣言に掲げる取り組みの実施など

「北海道スタイル」については下記の北海道のホームページを参照

「<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>」

北広島市内に複数事業所（店舗）がある場合について
店舗ごとに支援金を受けることができます。

売上高の比較について

令和2年11月から令和3年3月までのいずれかの月と、前年同月の売上（令和2年4月以降に開業してる場合は、前月の売上）を比較します。

【例1】令和元年4月1日開業（前年同月比較）

- ・令和2年12月売上（対象月）：10万円
- ・令和元年12月売上（前年同月）：22万円
- ・令和2年12月売上（対象月）と令和元年12月売上（前年同月）を比較

・売上減少率： $(22万円 - 10万円) \div 22万円 \times 100$ 54.5%

10%以上であるため該当

【例2】令和2年4月1日開業（前月比較）

- ・令和2年12月売上（対象月）：10万円
- ・令和2年11月売上（前月）：12万円
- ・令和2年12月売上（対象月）と令和2年11月売上（前月）を比較

・売上減少率： $(12万円 - 10万円) \div 12万円 \times 100$ 16.7%

10%以上であるため該当

【例3】令和元年4月1日開業（前年同月比較）

- ・令和2年11月売上（対象月）：13万円
- ・令和元年11月売上（前年同月）：14万円
- ・令和元年11月売上（対象月）と令和2年11月売上（前年同月）を比較

・売上減少率： $(14万円 - 13万円) \div 14万円 \times 100$ 7.1%

10%未満であるため非該当

【例4】令和元年11月1日開業（月の途中で開業・営業日は月～金）

- ・令和2年11月売上（対象月）：10万円
- ・令和元年11月売上（前年同月）：15万円（15日間営業分）
- ・11月の日平均売上：15万円 ÷ 15日（実営業日数） = 1万円 / 日
- ・11月のみなし売上：1万円 / 日 × 21日（11月の営業日数） = 21万円
- ・令和2年11月売上（対象月）と令和2年11月みなし売上（前年同月）を比較

・売上減少率： $(21万円 - 10万円) \div 21万円 \times 100$ 52.4%

10%以上であるため該当

主たる収入を不動産収入、雑収入、給与収入で申告している個人事業主について

事業収入がなく、主たる収入を不動産収入、雑収入、給与収入で申告している個人事業主について、次の要件すべてに該当する場合は、事業収入とみなします。

確定申告書において、事業収入がないことが確認できる。

確定申告書において、「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）に記載されている金額のうち、申請しようとする「不動産」、「雑 業務・その他」または「給与」の欄の金額が最も大きい。

（雑収入、給与収入の場合のみ）雇用契約によらない業務委託、委任、請負契約等に基づく収入があり、税務上、雑収入または給与収入として申告している。

申請方法について

必要書類

申請書兼請求書（様式 1）

誓約書（様式 2）

振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

本人確認書類の写し（個人事業者のみ）

登記事項全部証明書または商業登記簿謄本の写し（法人のみ）

税の申告状況がわかるいずれかの資料の写し

ア 直近の法人事業概況説明書

イ 確定申告書第一表

ウ 市民税道民税申告書(国税の申告義務のない事業者)

令和 2 年 1 1 月から令和 3 年 3 月までの売上がわかる資料の写し

・ 売上帳、計算表など

ア 前年同月と比較する場合は、対象期間のいずれかの月の売上と、前年同月の資料

イ 令和 2 年 4 月 1 日以降に開業しているため、前年同月の比較対象月がない場合は、対象期間のいずれかの月とその前月の資料

主たる収入を、「雑収入」または「給与収入」として申告している場合は、業務委託、委任、請負契約書など内容のわかるもの

申請受付期間

令和 3 年 3 月 19 日（金）～令和 3 年 6 月 30 日（水） 消印有効

申請方法

郵送または窓口

感染拡大防止のため「郵送による提出」を推奨しています。

申請受付・送付先

〒061-1192（住所不要） 北広島市役所 4 階 経済部 商工業振興課

窓口で申請される場合は、混雑状況によってお待ちいただく場合がありますのでご容赦ください。(来庁される方はマスク着用等の対策をお願いします。)

郵送申請の場合は、提出書類に漏れがないよう送付前に必ず確認してください。

封筒には差出人の住所氏名を必ずご記入ください。

お問い合わせ

北広島市 経済部 商工業振興課

電話番号 011-372-3311 (内線 4613) 平日 8:45 ~ 17:15